

# 西川町木造住宅耐震診断士派遣事業実施要綱

(平成 23 年 3 月 31 日告示第 14 号)

改正 平成 27 年 6 月 1 日告示第 22 号 平成 31 年 4 月 1 日告示第 15 号  
令和 2 年 6 月 11 日告示第 23 号

## (目的)

第 1 条 この要綱は、町民の居住の用に供する住宅について、西川町木造住宅耐震診断士(以下「耐震診断士」という。)を派遣し、耐震診断を行うために必要な事項を定め、もって、地震に対する安全性の確保及び向上を図り、震災に強いまちづくりを推進することを目的とする。

## (定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震診断 木造住宅の地震に対する安全性等を、財団法人日本建築防災協会で定める「木造住宅の耐震診断と補強方法(改訂版)」による基準に沿った一般診断法により評価することをいう。
- (2) 耐震診断士 建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)第 2 条に規定する一級建築士、二級建築士及び木造建築士(構造設計一級建築士又は構造適合判定資格者は除く。)の資格を持ち、町又は建築士会が実施する木造住宅耐震診断士養成講習会を受講し、かつ、町が作成する木造住宅耐震診断士名簿に登録されている者をいう。
- (3) 耐震改修計画 一般診断の結果に基づき、補強方法及び概算工事費について提案を行う改修計画をいう。

## (派遣対象となる住宅)

第 3 条 耐震診断士の派遣対象となる住宅(以下「対象住宅」という。)は、町内に所在し、次に掲げる要件のすべてに該当する住宅とする。

- (1) 昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された一戸建ての木造住宅であること。
- (2) 在来軸組工法で階数が 2 以下の住宅であること。
- (3) 西川町木造住宅耐震診断士派遣事業(以下「派遣事業」という。)による耐震診断を過去に受けていない住宅であること。

## (派遣の申請)

第 4 条 耐震診断士の派遣を希望する対象住宅の所有者(当該対象住宅が共有に係るものである場合は、共有する者のうちから選任した代表者 1 名をいう。以下「申請者」という。)は、西川町木造住宅耐震診断士派遣申請書(様式第 1 号)により町長に対し、耐震診断士の派遣の申請をしなければならない。

## (派遣の決定)

第 5 条 町長は、前条の申請内容を審査し、派遣を実施する対象住宅と認める住宅(以下「派遣住宅」という。)又は認められない住宅を決定したときは、西川町木造住宅耐震診断士派遣(決定・不適合)通知書(様式第 2 号。以下「決定通知書」という。)により申請者に通知するものとする。

## (派遣の決定の変更)

第6条 町長は、派遣の決定の内容に変更が生じたと認めるときは、決定通知書の内容を変更することができる。

2 町長は、前項の規定により派遣の決定の内容を変更したときは、西川町木造住宅耐震診断士派遣変更通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(耐震診断士の派遣)

第7条 町長は、第5条の規定による派遣の決定をしたときは、速やかに耐震診断士を該当派遣住宅に派遣しなければならない。

2 前項の規定により派遣される耐震診断士(以下「派遣診断士」という。)が派遣住宅の調査を実施する場合は、常に西川町木造住宅耐震診断士認定証(様式第4号)を携帯し、関係者からの請求があったときは、これを提示しなければならない。

(派遣の辞退)

第8条 耐震診断士の派遣を決定された申請者(以下「派遣対象者」という。)は、決定通知書を受けた後において、耐震診断士の派遣を辞退するときは、速やかに西川町木造住宅耐震診断士派遣辞退届(様式第5号)を町長に届け出なければならない。

(派遣決定の取消し)

第9条 町長は、派遣対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第5条の派遣の決定を取り消すことができる。

(1) 虚偽又は不正の手段により派遣の決定をうけたことが判明したとき。

(2) その他町長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 町長は、前項により派遣の決定を取り消したときは、その理由を付し、西川町木造住宅耐震診断士派遣決定取消通知書(様式第6号)により派遣対象者に通知するものとする。

(耐震診断結果の報告)

第10条 派遣診断士は、派遣住宅の耐震診断が完了したときは、速やかにその結果を西川町木造住宅耐震診断結果報告書(様式第7号)により町長に報告しなければならない。

(耐震診断結果の通知)

第11条 町長は、前条の規定により、耐震診断結果の報告を受けたときは、速やかに西川町木造住宅耐震診断結果通知書(様式第8号。以下「結果通知書」という。)により、派遣対象者に通知するものとする。

(派遣に要する費用)

第12条 耐震診断士の派遣に要する費用(以下「派遣費用」という。)は、1棟当たり消費税及び地方消費税相当額を含めて103,400円とし、派遣対象者が10,000円、町が93,400円をそれぞれ負担するものとする。ただし、耐震診断と合わせて耐震改修計画を作成する場合は、派遣費用に消費税及び地方消費税相当額を含めた47,300円を加算した額とし、加算額のうち、派遣対象者が5,000円、町が42,300円をそれぞれ負担するものとする。

2 派遣対象者は、結果通知書の受理後速やかに、前項に規定する額を町に対して支払うものとする。

(派遣対象者に対する指導及び助言)

第13条 町長は、耐震診断結果に基づき、派遣住宅の地震に対する安全性の確保及び向上が図られるよう、派遣対象者に対して必要な指導及び助言をすることができる。

(派遣診断士の守秘義務等)

第14条 派遣診断士は、派遣中及び派遣の終了後において、派遣事業の実施に関し知り得た個人情報その他の秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後においても同様とする。

2 派遣診断士は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 派遣事業に関し、派遣対象者から金銭を受けること。

(2) 派遣対象者に対し、不必要な改修を勧めること及び自己の利益を誘導するための行為を行うこと。

(3) 前2号に規定するもののほか耐震診断士としてふさわしくない行為を行うこと。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、この事業の施行に関し、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成27年6月1日告示第22号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成31年4月1日告示第15号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年6月11日告示第23号)

この要綱は、公布の日から施行する。